



獨協医科大学同窓会

獨協医科大学同窓会会員の皆様へ 団体医師賠償責任保険制度のご案内

特長①

団体割引適用により
年間保険料が20%OFF!

獨協医科大学同窓会会員の皆様には
団体割引20%が適用されます。

特長②

支払限度額は
1事故3億円まで補償!

高額な損害賠償請求に備え、1事故の支払限度額は3億円まで補償いたします。
弁護士費用および訴訟費用も補償対象となる充実補償です。
※支払限度額はご加入プランによります

特長③

ご確認ください!

勤務医プランもご用意!

医師個人の責任を追及し、真相を究明したい等と考える患者様やご家族が、医療機関のみならず、医師個人を提訴する事例が増加しています。
以下に該当する場合には勤務医プランのご加入をおすすめいたします。

- ① 医療機関に勤務している（勤務医師）
- ② 法人立の診療所を経営している。
→ 法人だけでなく、医師個人も提訴される可能性があるため。
- ③ 法人立の診療所を経営しているが、他の医療機関でお仕事をすることがある。
→ 他医療機関とともに、医師個人として提訴される可能性があるため。
- ④ 勤務医を雇っている。
→ 上記②と同様です、本制度勤務医プランをご利用いただくか、
勤務医の医師賠償責任保険の加入状況をご確認ください。



医師・医療施設賠償責任保険とは

<主な特長>

1. 診療所開設の医師の先生の場合

この保険は、医療上の事故と医療施設の事故および人格権侵害による損害賠償責任を対象とする総合的な保険です。診療所で医療行為に従事する医師、看護師等が起こした事故も対象となります。（被保険者である診療所が使用者として責任を問われた場合に限りです。）

※診療所施設事故では、提供した飲食物による食中毒事故も対象となります。

2. 勤務医の先生の場合

各医局の先生や勤務医の先生方が、安心して日常の医療業務に専念できるよう、不慮の医療上の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は獨協医科大学同窓会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者

（保険契約により補償を受けられる方）

開業医の先生のプラン…診療所の開設者（法人化されている場合には医療法人）
勤務医の先生のプラン…診療所・病院に勤務する勤務医師の方々
（ご加入プランにより異なります。）

(3) 申込人・記名被保険者（加入資格）

ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。
このご案内は医科の先生向けですので、医科以外の方のご加入については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- ◇申込人……………獨協医科大学同窓会の会員に限りです。
- ◇記名被保険者……獨協医科大学同窓会の会員に限りです。

(4) 保険期間

2026年1月18日 午後4時 から 2027年1月18日 午後4時まで 1年間
保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。
また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。
詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入ページ（Webサイト）上のフォーム（申込画面）の保険期間欄にてご確認ください。

<制度の内容確認はこちらから>

以下のWebサイトにて閲覧いただけますようお願い申し上げます。
各種資料をダウンロードいただけます。
<https://www.dokkyomed.gr.jp/doso-kai/ibaiseki>



【取扱代理店】

三井住友海上エージェンシー・サービス株式会社 担当：鈴木・本間
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台4-2-5 トライエッジ御茶ノ水13階
TEL 03-3525-7988 FAX 03-3525-7996
＜受付時間＞9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

【団体窓口（申込方法、口座登録設定、加入状況等のお問い合わせ）】

獨協医科大学同窓会 事務局
〒321-0293 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林 880
（獨協医科大学創立 30 周年記念館 2 階）
TEL 0282-87-2284 FAX 0282-86-3531

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 東京東支店 第三支社 担当：猪久保・宮下
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 三井住友海上駿河台新館 19 階
TEL 03-3259-6840 FAX 03-3259-5570
＜受付時間＞9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

このチラシは団体医師・医療施設賠償責任保険の特徴を説明したものです。詳細は上記のWebサイト上の「獨協医科大学同窓会会員の皆様へ
医科診療所・開業医及び医科勤務医のための医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険のご案内」をご覧ください。